

平成18年度大気汚染防止法施行状況調査結果概要(平成17年度実績)

全国の都道府県、指定都市、中核市、大気汚染防止法に定める政令市を対象に、大気汚染防止法に基づき届出されたばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設等に係る平成17年度末現在における大気汚染防止法の施行状況をとりとまとめた。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数及びばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

平成17年度末現在のばい煙発生施設数は218,702施設であり、平成16年度末よりも増加している。また、種類別のばい煙発生施設数は、図2に示すとおり、ボイラーが142,070施設(65.0%)と最も多く、次いでディーゼル機関の32,722施設(15.0%)となっている。

表1 ばい煙発生施設届出施設数

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成13年度	214,820	183,107	31,713	90,542
平成14年度	215,161	181,384	33,777	91,010
平成15年度	214,157	178,057	36,100	91,020
平成16年度	216,954	178,903	38,051	92,154
平成17年度	218,702	179,029	39,673	91,999

(注1) 大気汚染防止法届出ばい煙発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

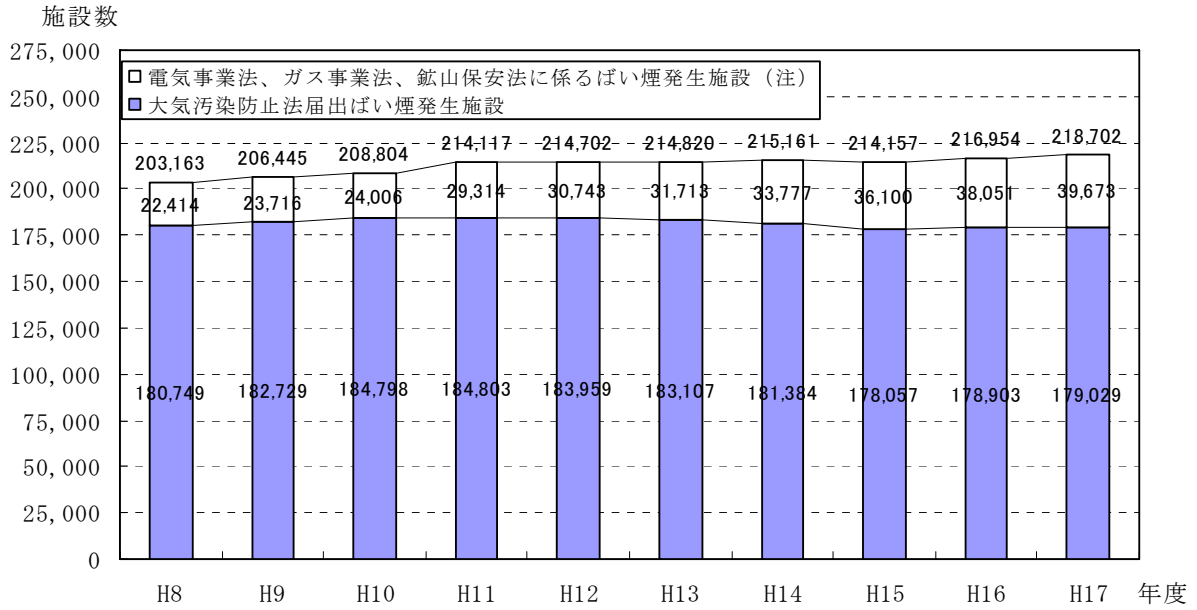


図 1 ばい煙発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係るばい煙発生施設を除く。

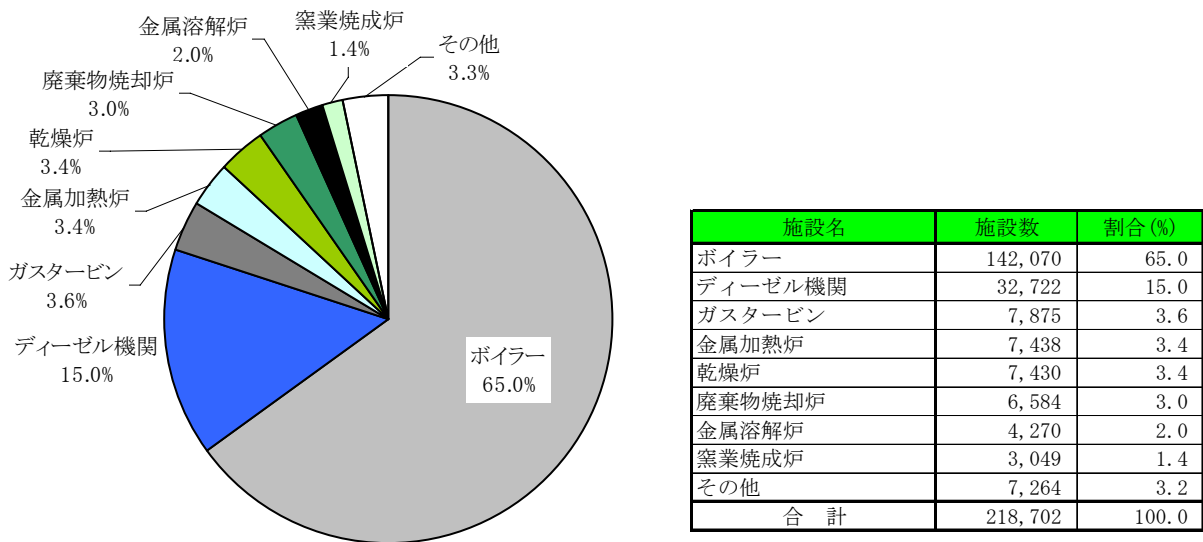


図 2 種類別のばい煙発生施設数

(2) 一般粉じん発生施設の届出状況

一般粉じん発生施設数及び一般粉じん発生施設数の推移を表2及び図3に示す。

平成17年度末現在の一般粉じん発生施設数は65,610施設であり、平成16年度末よりも増加している。また、種類別の一般粉じん発生施設数は図4に示すとおり、コンベアが37,536施設（57.2%）と最も多くなっている。

表2 一般粉じん発生施設届出施設数

年度	届出施設数			工場・事業場数
	全施設	大気 ^(注1)	電気・ガス・鉱山 ^(注2)	
平成13年度	63,633	61,505	2,128	9,431
平成14年度	64,514	61,867	2,647	9,625
平成15年度	65,437	62,587	2,850	9,715
平成16年度	65,556	62,407	3,149	9,944
平成17年度	65,610	62,397	3,213	10,045

(注1) 大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設

(注2) 電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

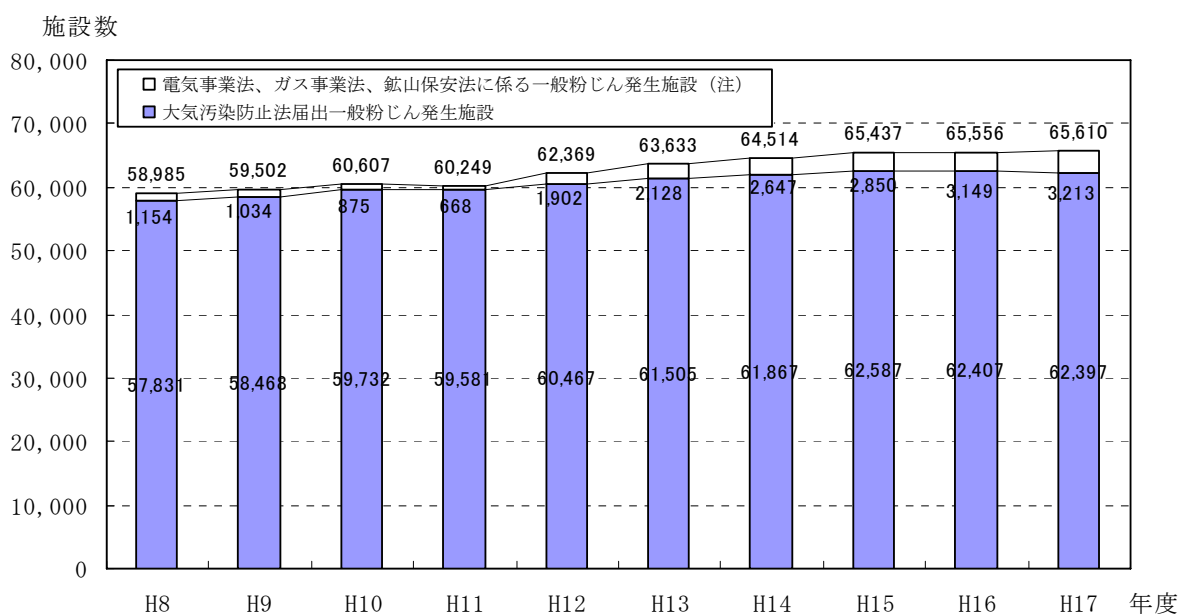
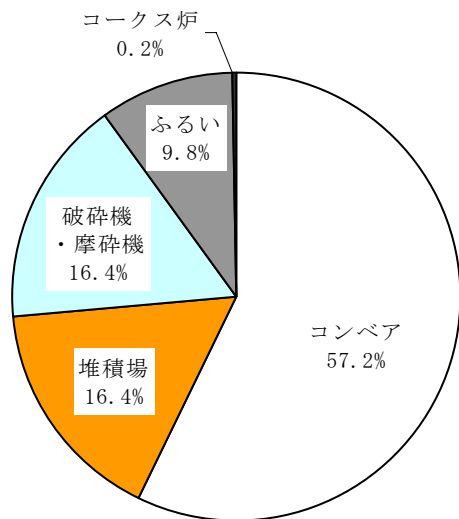


図3 一般粉じん発生施設数の推移

(注) 平成11年度以前は、鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設を除く。



施設名	施設数	割合(%)
コンベア	37,536	57.2
堆積場	10,770	16.4
破碎機・摩砕機	10,764	16.4
ふるい	6,439	9.8
コークス炉	101	0.2
合計	65,610	100.0

図4 種類別の一般粉じん発生施設数

(3) 特定粉じん発生施設の届出状況

特定粉じん発生施設数及び特定粉じん発生施設数の推移を表3及び図5に示す。

平成17年度末現在の特定粉じん発生施設数は94施設であり、平成16年度末よりも減少している。また、種類別の特定粉じん発生施設数は図6に示すとおり、プレスが61施設（64.9%）、切断機が16施設（17.0%）の順となっている。

なお、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に係る特定粉じん発生施設は0施設であった。

※特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

表3 特定粉じん発生施設届出施設数

年度	届出施設数	工場・事業場数
平成13年度	1,236	192
平成14年度	1,137	181
平成15年度	929	158
平成16年度	555	113
平成17年度	94	27

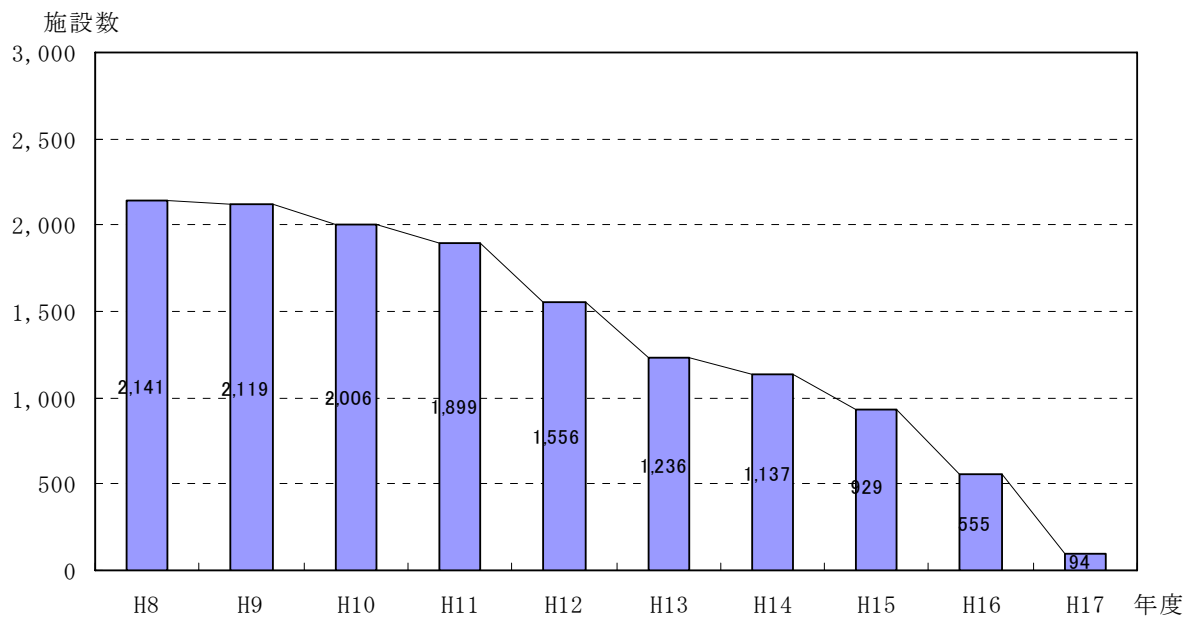
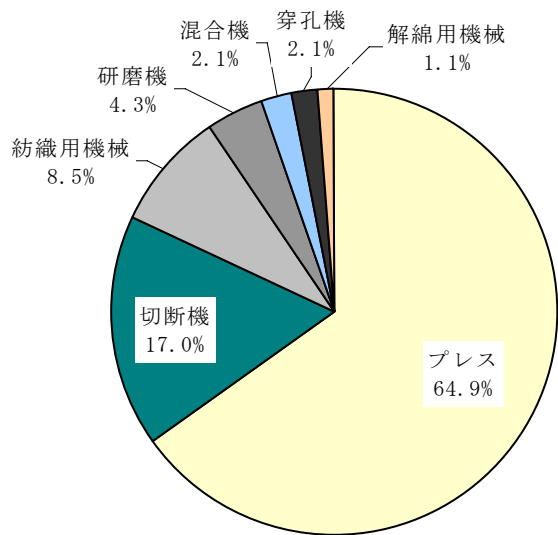


図5 特定粉じん発生施設数の推移



施設名	施設数	割合(%)
プレス	61	64.9
切断機	16	17.0
紡織用機械	8	8.5
研磨機	4	4.3
混合機	2	2.1
穿孔機	2	2.1
解綿用機械	1	1.1
合計	94	100.0

図6 種類別の特定粉じん発生施設

(4) 特定粉じん排出等作業実施状況

特定粉じん排出等作業実施件数及び特定粉じん排出等作業実施件数の推移を表4及び図7に示す。平成17年度における特定粉じん排出等作業の実施件数は10,040件であり、平成16年度よりも増加している。その内訳は、通常の解体工事等に係るものが10,040件、災害その他非常の事態の発生によるものは0件であった。また、種類別の特定粉じん排出等作業実施件数は図8に示すとおり、改造・補修作業が8,404件（83.7%）、解体作業が1,399件（13.9%）の順となっている。

※特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物の解体等作業をいう。なお、平成18年2月28日以前までは、吹付け石綿が一定規模以上使用されている建築物の解体等の作業をいう。

表4 特定粉じん排出等作業実施件数

年度	実施件数		
	全件数	通常の解体工事等 に係るもの	災害その他非常の 事態の発生によるもの
平成13年度	1,076	1,076	0
平成14年度	1,191	1,191	0
平成15年度	1,410	1,410	0
平成16年度	1,644	1,639	5
平成17年度	10,040 (2,216)	10,040 (2,216)	0 (0)

※（ ）内は全実施件数のうち、平成18年3月1日～平成18年3月31日の間の実施件数を計上

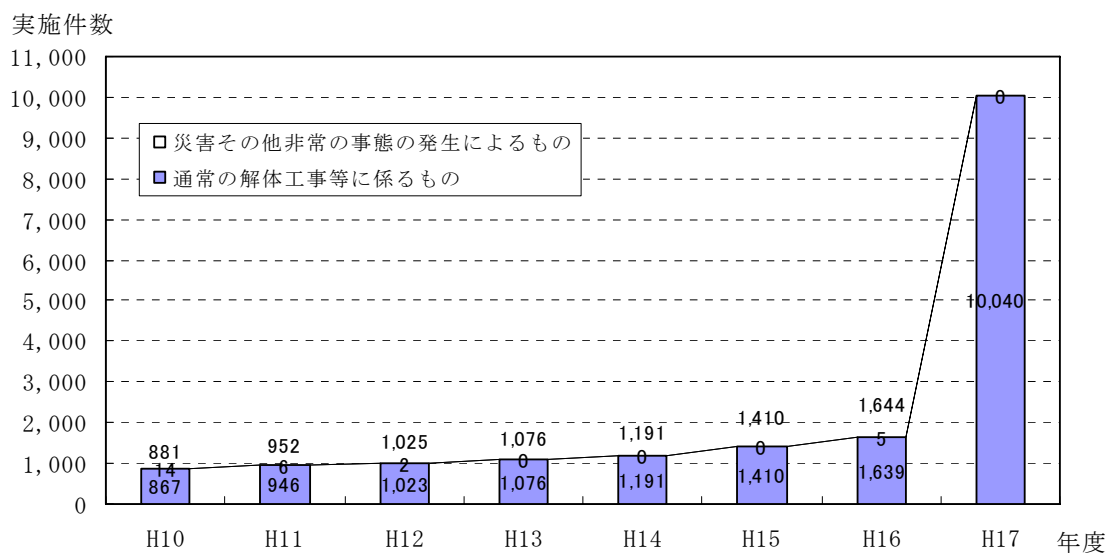
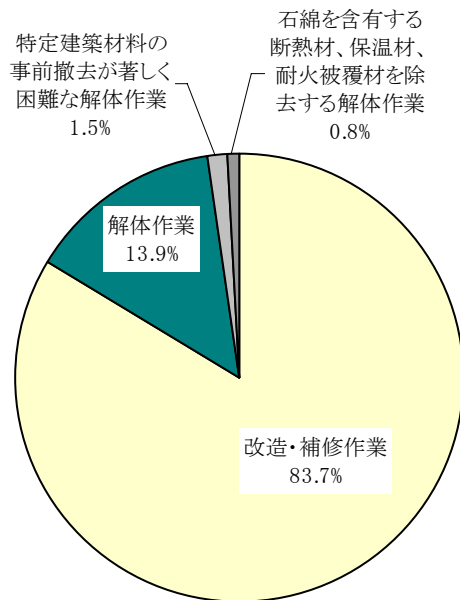


図7 特定粉じん排出等作業実施件数の推移



作業名	届出数	割合(%)
改造・補修作業	8,404	83.7
解体作業	1,399	13.9
特定建築材料の事前撤去が著しく困難な解体作業	152	1.5
石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する解体作業	85	0.8
合計	10,040	100.0

図8 種類別の特定粉じん排出等作業実施件数

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査実施工場・事業場数の推移を表5に示す。

平成17年度に都道府県等が行った立入検査を行った工場・事業場数は27,419件であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設設置工場・事業場に対するものが17,984件であり、特定粉じん排出等作業に対するものが7,045件となっている。

表5 立入検査実施工場・事業場数の推移

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	23,841	21,074	20,700	19,184	17,984
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	2,170	1,807	1,801	1,731	2,083
特定粉じん発生施設設置工場・事業場	78	98	95	65	305
特定施設 ^(注) 設置工場・事業場	196	44	80	74	2
特定粉じん排出等作業	221	211	271	416	7,045
合 計	26,506	23,234	22,947	21,470	27,419

(注) 特定施設とは、化学的処理に伴いアンモニア等の特定物質(28物質)を発生させる施設であり、事故時の措置が規定されている。

(2) 行政処分

行政処分施設数の推移を表6に示す。

平成17年度に都道府県等が行った行政処分施設数は、ばい煙発生施設に対する改善命令又は一時使用停止命令が1施設、その他の命令施設数が2施設であった。

表6 行政処分施設数の推移

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
計画変更命令施設数 (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
計画変更命令数 (特定粉じん排出等作業)	0	0	0	0	0
改善命令又は一時使用停止命令 施設数(ばい煙発生施設)	4	1	4	3	1
事故時の措置命令施設数(特定施設)	0	0	1	0	0
その他の命令施設数*	0	0	1	0	2
合 計	4	1	6	3	3

*なお「その他の命令施設数」には、「特定粉じん排出等作業に係る規制事務」における命令数も計上している。

(3) 法律違反の告発

平成13～17年度における都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の法律違反告発件数は0件であった。

(4) 勧告その他の行政指導

勧告その他の行政指導施設数の推移を表7に示す。

平成17年度に都道府県等が行った勧告その他の行政指導施設数等は507件であった。また、その内訳は、ばい煙発生施設が405施設であり、その大半を占めている。

表7 勧告その他の行政指導施設数等の推移

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
季節による燃料使用基準適合勧告施設数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SO _x 指定地域内燃料使用基準適合勧告 工場・事業場数(*) (ばい煙発生施設)	0	0	3	0	0
その他の行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	619	528	484	485	405
その他の行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	38	57	50	44	16
その他の行政指導施設数 (特定粉じん発生施設)	0	0	0	1	3
その他の行政指導数 (特定粉じん排出等作業)	0	5	8	17	83
その他の行政指導施設数 (特定施設)	0	0	1	0	0
その他の行政指導施設数 (指定物質排出施設)	1	0	3	0	0
合 計	658	590	549	547	507

(注1) (*)は、法に基づく勧告である。

(注2) 指定物質排出施設とはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第6（施行令附則第4項関係）に係る施設をいう。